

大田市告示第 152 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第 1 項の規定によりこれを認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 23 日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 元井田みんなの会

(2) 規約に定める目的

- ア 区域内の住民相互の連携
- イ 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ウ 集会施設の維持管理
- エ 防災、防犯並びに生活環境の向上
- オ 祭典など伝統行事の継承
- カ 地区共有財産の管理運営
- キ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は、概ね、温泉津町井田イ 945-2、温泉津町井田イ 534-1、温泉津町井田イ 10、温泉津町井田イ 264 で囲まれた、上井田、隅田、中正路、城郷自治会組織を有する区域とする。

(4) 事 務 所 大田市温泉津町井田イ 143 番地

(5) 代表者氏名 杉原誠信

(6) 代表者住所 大田市温泉津町井田イ 143 番地

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

- ア 地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(10) 許可年月日 令和 4 年 8 月 23 日